

【初任者研修他校訪問 Q & A】(特別支援学校)

◆ 実施日時・訪問校について

Q1 受入可能日の設定は、木曜日(初任者の校外研修を実施する日)以外はできないか。

A 木曜日を原則としますが、学校の事情により他の曜日に設定することも可能です。

Q2 受入可能日の設定は2年経験者研修他校種訪問と別途計画するのか。

A 別途計画する必要はありません。訪問依頼及び訪問受入れについても、2年経験者研修の他校種訪問と併せて行います。

Q3 初任者(他校訪問)と2年経験者(他校種訪問)の受入れを同日に行ってよいか。

A 同日に行って構いません。受入可能日の中で初任者と2年経験者が同時に訪問することは十分考えられます。受入人数等は各学校の事情により該当校同士で調整してください。

Q4 児童・生徒のいない夏季休業中に訪問日を設定してよいか。

A コロナ対応として、児童・生徒のいない夏季または冬季休業中に設定して構いません。その場合、模擬授業や、事前に撮影した授業動画等の参観を通して、自己の授業力を向上させるというねらいに合致する取組であれば、授業参観と同様とみなすことができます。

◆ 他校訪問の内容設定について

Q5 2年経験者研修の他校種訪問の受講者とは別の対応をする必要があるか。

A 別の対応をする必要はありません。受入校は、初任者研修と2年経験者研修を共通のプログラムで内容を組み立てて構いません。受講者はそれぞれの研修のねらいを達成できるよう訪問研修を受講してください。

Q6 「学校へ行こう週間」の期間に他校訪問の設定をしてもよいのか。

A 「他校訪問として認められるもの」に該当すれば構いません。

Q7 受講者が児童・生徒を指導する場面を設定することはできるか。

A 受講者が指導を行うことはできません。一つのクラスに入り、一緒に活動することは考えられますが、この場合、訪問校と初任者勤務校との間で、事前に了解していることが必要です。また、受講者に対応を任せのような体制をとることは好ましくありません。

Q8 校外学習等に同行することはできるか。

A 校外学習等に同行することはできませんが、旅費がかからない近隣(スクールバス利用は不可)への活動に同行し、参観することは可能です。

Q9 給食指導を参観することはできるか。

A 10 時から 15 時までを研修時間とするなど、受講者の昼休みをずらし、半日程度の研修(3 時間以上)を満たしていれば可能です。また、一緒に昼食をとる場合には、訪問校と初任者勤務校等の間で、事前に了解していることが必要です。

Q10 個別の支援計画、個別教育計画、障害に関わる詳細情報等を参考にすることができるか。

A できません。訪問校では、児童・生徒の個人に関わる重要なデータは、閲覧できないようにし、授業の進め方や工夫を中心に参観させてください。

Q11 授業参観の対象授業(範囲)、参観方法を指定してもよいか。

A 児童・生徒の実態等により、参観が好ましくない場合や教室に入ることにより問題が起こる場合が考えられますので、その場合は、初めの概要説明時に参観場所、参観方法等を指定してください。

Q12 勤務校で担当する部門、学部に対応する授業の参観でなければいけないのか。

A 勤務校で担当する部門、学部以外の授業も参観することは可能です。

Q13 受入校では、一日職員が付き添わなければならないか。

A 受入校の職員が付き添う必要はありません。最初に受講者を把握し、オリエンテーションを行ってください。

Q14 受入側のプログラムで入れなければならないものは何か。

A 基本的には初任者研修における他校訪問の目的にそって、受入校で時間配分も含めて構成をお考えください。県立総合教育センターとして想定しているものは①オリエンテーション(概要説明等)②授業参観③まとめです。(訪問者のレポート作成も内容に含めて構いません。)時間帯についても、3時間以上のプログラムであれば午前中、午前と午後を含めた時間帯(昼食休憩を確保してください。)、午後のどこに配置しても結構です。

Q15 養護教諭の場合、保健室経営の参観では、児童・生徒の相談等の場面があるが、これも参観することはできるのか。

A 受入校の了解を得て、見学先の児童・生徒の対応に支障がないように参観させてもらうことは可能です。その場合、受入校の指示に従うとともに、守秘義務を厳守してください。

Q16 コロナ対応で訪問校での滞在時間を極力減らしたい。資料の閲読やまとめについて、勤務校において行ってもらうプログラムでもよいか。

A 勤務校で行うプログラムでも構いません。事前の準備として、受講者が訪問校のホームページを閲覧し、学校教育目標や研究テーマ等を確認したりすることが考えられます。その場合、事前にホームページを見るよう受講者に伝えてください。まとめについても、勤務校で行うよう伝えてください。

◆ 他校訪問の事前指導について

Q17 初任者所属校の管理職は、訪問に当たり受講者にどのような指導が必要か。

A 挨拶やお礼などの基本的なマナー等、訪問校で失礼のないよう指導をお願いします。また、訪問校のホームページ等を事前に閲覧しておくプログラムが組まれている場合、その旨を受講者にお伝えいただきますようお願いします。

Q18 服装、持ち物は県立総合教育センターでの集合研修と同じであるか。

A 訪問校の事情によるので、事前に確認してください。(ジャージ、上履き等)

◆ 他校訪問当日の対応について

Q19 他校訪問日に、受講者が何らかの事情で訪問できない(欠席する)場合は、どのように対応すればよいか。また、受講者が、訪問中に体調不良を訴えた場合、どのように対応すればよいか。

A 受講者の事情で訪問できない(欠席する)場合や、受講者が訪問中に体調不良になり、管理職が研修不可能と判断した場合は、該当校同士で連絡を取りあい、資料送付と閲読をもって他校訪問に代える等の対応をお願いします。

Q20 「3時間以上の訪問」が「一日」としてカウントされるが、他校訪問実施日は、勤務校での勤務は行う必要がないのか。

A 研修としての取り扱いでは「3時間以上」の研修を「一日」としていますが、服務上は通常の勤務時間に準ずる取扱いとなります。誤解のないよう初任者に対する指導をお願いします。

※ この他、他校訪問全般について判断に迷う場合があれば、県立総合教育センター教育事業部教育人材育成課（キャリア開発班）へ管理職を通して御質問ください。(0466)81-1974(直通)